

収 支 報 告 書

令和5年5月10日

堺市議会議員 様

議員氏名

龍田 美栄



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定に 令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等		
1 政務活動費	3,240,000	@270000円	×	12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	0		×	= 0 円
収 入 合 計	3,240,000			

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費			
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	144,000	144,000	
人 件 費	410,668	410,668	
事 務 ・ 事 務 所 費	2,020,645	2,020,645	
支 出 合 計	2,575,313	2,575,313	

令和4年度 事業実施報告書

大阪維新の会・堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 龍田 美栄

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
<p>【広報・公聴費】 ブログ制作費</p>	<p>4月～9月</p>	<p>議会での議事内容を報告</p>
<p>【人件費】 事務員の雇用</p>	<p>4月～3月</p>	<p>市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した</p>
<p>【事務・事務所費】 事務所の賃貸料及び 事務所関連経費支出</p>	<p>4月～3月</p>	<p>市政調査に関する調査研究や住民相談等のため事務遂行に必要な事務所の設置、管理に必要とする経費</p>

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月8日		810,000		810,000	4月、5月、6月分 政務活動費受け入れ		
4月20日	4-1		24,000	786,000	ブログ制作費	⑦	
4月25日	4-2		88,392	697,608	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
4月26日	4-3		6,680	690,928	自動車保険料	⑨	
4月27日	4-4		49,368	641,560	自動車リース代	⑨	
4月27日	4-5		6,946	634,614	オフィス光119利用料	⑨	
4月27日	4-6		7,304	627,310	カラーA複合機 リース代	⑨	
4月27日	4-7		4,479	622,831	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
4月27日	4-8		1,232	621,599	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
月計		810,000	188,401				
累計		810,000	188,401	621,599			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				621,599	繰越		
5月2日	5-1		9,274	612,326	電話利用料金 3月分	⑨	
5月20日	5-2		24,000	588,325	ブログ制作費	⑦	
5月20日	5-3		35,200	553,125	パート代金 4月分	⑧	
5月26日	5-4		6,680	546,445	自動車保険料	⑨	
5月27日	5-5		49,368	497,077	自動車リース代	⑨	
5月27日	5-6		7,072	490,005	オフィス光119利用料	⑨	
5月27日	5-7		7,304	482,701	カラーA複合機 リース代	⑨	
5月27日	5-8		4,480	478,221	ポケットWi-Fi利用料	⑨	
5月27日	5-9		1,232	476,989	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
5月31日	5-10		85,387	391,602	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
5月31日	5-11		9,743	381,859	電話利用料金 4月分	⑨	
月計		0	239,740				
累計		810,000	428,141	381,859			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				381,859	繰越		
6月20日	6-1		24,000	357,859	ブログ制作費	⑦	
6月20日	6-2		32,000	325,859	パート代金 5月分	⑧	
6月27日	6-3		49,368	276,491	自動車リース代	⑨	
6月27日	6-4		7,046	269,445	オフィス光119利用料	⑨	
6月27日	6-5		7,304	262,141	カラーA複合機 リース代	⑨	
6月27日	6-6		1,232	260,909	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
6月27日	6-7		6,680	254,229	自動車保険料	⑨	
6月30日	6-8		85,201	169,028	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
6月30日	6-9		9,259	159,769	電話利用料金 5月分	⑨	
月計		0	222,090				
累計		810,000	650,231	159,769			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				159,769	繰越		
7月6日	7-1		2,384	157,385	インターネットレンタルサーバー更新料	⑨	
7月8日		810,000		967,385	7月、8月、9月分 政務活動費受け入れ		
7月20日	7-2		24,000	943,385	ブログ制作費	⑦	
7月20日	7-3		41,600	901,785	パート代金 6月分	⑧	
7月26日	7-4		6,680	895,105	自動車保険料	⑨	
7月26日	7-5		85,612	809,493	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
7月27日	7-6		49,368	760,125	自動車リース代	⑨	
7月27日	7-7		6,989	753,136	オフィス光119利用料	⑨	
7月27日	7-8		7,304	745,832	カラーA複合機 リース代	⑨	
7月27日	7-9		1,232	744,600	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
月計		810,000	225,169				
累計		1,620,000	875,400	744,600			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				744,600	繰越		
8月1日	8-1		9,256	735,344	電話利用料金 6月分	⑨	
8月20日	8-2		38,400	696,944	パート代金 7月分	⑧	
8月20日	8-3		24,000	672,944	ブログ制作費	⑦	
8月26日	8-4		6,576	666,368	自動車保険料	⑨	
8月28日	8-5		88,592	577,776	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
8月29日	8-6		49,368	528,408	自動車リース代	⑨	
8月29日	8-7		7,215	521,193	オフィス光119利用料	⑨	
8月29日	8-8		7,304	513,889	カラーA複合機 リース代	⑨	
8月29日	8-9		1,232	512,657	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
8月31日	8-10		9,283	503,374	電話利用料金 7月分	⑨	
月計		0	241,226				
累計		1,620,000	1,116,626	503,374			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				503,374	繰越		
9月20日	9-1		38,400	464,974	パート代金 8月分	⑧	
9月20日	9-2		24,000	440,974	ブログ制作費	⑦	
9月26日	9-3		6,576	434,398	自動車保険料	⑨	
9月27日	9-4		1,232	433,166	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
9月27日	9-5		49,368	383,798	自動車リース代	⑨	
9月27日	9-6		7,304	376,494	カラーA複合機 リース代	⑨	
9月27日	9-7		6,948	369,546	オフィス光119利用料	⑨	
9月29日	9-8		86,831	282,715	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
9月30日	9-9		10,761	271,954	電話利用料金 8月分	⑨	
月計		0	231,420				
累計		1,620,000	1,348,046	271,954			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				271,954	繰越		
10月7日		810,000		1,081,954	10月、11月、12月分 政務活動費受け入れ		
10月20日	10-1		35,200	1,046,754	パート代金 9月分	⑧	
10月26日	10-2		6,576	1,040,178	自動車保険料	⑨	
10月27日	10-3		49,368	990,810	自動車リース代	⑨	
10月27日	10-4		7,304	983,506	カラーA複合機 リース代	⑨	
10月27日	10-5		6,989	976,517	オフィス光119利用料	⑨	
10月27日	10-6		1,232	975,285	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
10月27日	10-7		86,087	889,198	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
10月31日	10-8		9,248	879,950	電話利用料金 9月分	⑨	
月計		810,000	202,004				
累計		2,430,000	1,550,050	879,950			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				879,950	繰越		
11月21日	11-1		39,283	840,667	パート代金 10月分	⑧	
11月28日	11-2		6,576	834,091	自動車保険料	⑨	
11月28日	11-3		7,304	826,787	カラーA複合機 リース代	⑨	
11月28日	11-4		49,368	777,419	自動車リース代	⑨	
11月28日	11-5		1,232	776,187	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
11月28日	11-6		6,948	769,239	オフィス光119利用料	⑨	
11月28日	11-7		85,568	683,671	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
11月30日	11-8		10,570	673,101	電話利用料金 10月分	⑨	
月計		0	206,849				
累計		2,430,000	1,756,899	673,101			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				673,101	繰越		
12月20日	12-1		39,283	633,818	パート代金 11月分	⑧	
12月20日	12-2		86,058	547,760	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
12月26日	12-3		6,576	541,184	自動車保険料	⑨	
12月27日	12-4		49,368	491,816	自動車リース代	⑨	
12月27日	12-5		7,072	484,744	オフィス光119利用料	⑨	
12月27日	12-6		7,304	477,440	カラーA複合機 リース代	⑨	
12月27日	12-7		1,232	476,208	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
月計		0	196,893				
累計		2,430,000	1,953,792	476,208			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				476,208	繰越		
1月4日	1-1		9,849	466,359	電話利用料金 11月分	㉑	
1月10日		810,000		1,276,359	1月、2月、3月分 政務活動費受け入れ		
1月20日	1-2		39,283	1,237,076	ハート代金 12月分	㉒	
1月26日	1-3		6,576	1,230,500	自動車保険料	㉓	
1月27日	1-4		49,368	1,181,132	自動車リース代	㉔	
1月27日	1-5		6,960	1,174,172	オフィス光119利用料	㉕	
1月27日	1-6		7,304	1,166,868	カラー複合機 リース代	㉖	
1月27日	1-7		1,232	1,165,636	インターネットレンタルサーバー代	㉗	
1月30日	1-8		86,749	1,078,887	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	㉘	
1月31日	1-9		8,220	1,070,667	電話利用料金 12月分	㉙	
月計		810,000	215,541				
累計		3,240,000	2,169,333	1,070,667			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費の期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (1)調査研究費、(2)研修費、(3)要請・陳情活動費、(4)会議費、(5)資料作成費、(6)資料購入費、(7)広報・広聴費、(8)人件費、(9)事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,070,667	繰越		
2月20日	2-1		32,736	1,037,931	パート代金 1月分	⑧	
2月21日	2-2		87,071	950,860	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
2月27日	2-3		6,576	944,284	自動車保険料	⑨	
2月27日	2-4		1,346	942,938	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
2月27日	2-5		7,304	935,634	カラーA複合機 リース代	⑨	
2月27日	2-6		49,368	886,266	自動車リース代	⑨	
2月27日	2-7		6,988	879,278	オフィス光119利用料	⑨	
2月28日	2-8		7,346	871,932	電話利用料金 1月分	⑨	
月計		0	198,735				
累計		3,240,000	2,368,068	871,932			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 龍田美栄

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				871,932	繰越		
3月20日	3-1		39,283	832,649	パート代金 2月分	⑧	
3月24日	3-2		87,324	745,325	事務所賃借料、電気代、水道代、ガス代、管理費	⑨	
3月27日	3-3		7,304	738,021	カラーA複合機 リース代	⑨	
3月27日	3-4		1,346	736,675	インターネットレンタルサーバー代	⑨	
3月27日	3-5		49,368	687,307	自動車リース代	⑨	
3月27日	3-6		6,576	680,731	自動車保険料	⑨	
3月27日	3-7		6,946	673,785	オフィス光119利用料	⑨	
3月31日	3-8		9,098	664,687	電話利用料金 2月分	⑨	
月計		0	207,245				
累計		3,240,000	2,575,313	664,687			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

大阪維新の会・堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 龍田 美栄

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住所	〒[REDACTED] 堺市[REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年	4月	1日 ~ 令和5年 3月 31日
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12時間 / 週 (1日 4時間 × 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> 活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 9.6時間 (週勤務時間数) 12時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■年 ■■■■月 ■■■■日生
現 住 所	〒■■■■■■■■■■ 堺市■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区一条通13-16 松利ビル5A	
仕事内容	書類作成・事務処理全般	
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 13時00分から 午前・ 午後 17時00分まで (休憩時間なし)	
休 日	カレンダー通りとする	
給与(賃金)	労働時間×時給(1,000円)	
給与支払	毎月末締め 20日払いとする	
給与振込先	三菱UFJ銀行 堺東支店 (普通) ■■■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和4年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 龍田美栄 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 ■■■■■■■■■■ </p>		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	13:00	17:00	04:00		
5	火					
6	水	13:00	17:00	04:00		
7	木					
8	金	13:00	17:00	04:00		
9	土					
10	日					
11	月	13:00	17:00	04:00		
12	火					
13	水	13:00	17:00	04:00		
14	木					
15	金	13:00	17:00	04:00		
16	土					
17	日					
18	月	13:00	17:00	04:00		
19	火					
20	水	13:00	17:00	04:00		
21	木					
22	金	13:00	17:00	04:00		
23	土					
24	日					
25	月	13:00	17:00	04:00		
26	火					
27	水	13:00	17:00	04:00		
28	木					
29	金					
30	土					
合計				44:00	0:00	
出勤日数						11日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月	13:00	17:00	04:00		
10	火					
11	水	13:00	17:00	04:00		
12	木					
13	金	13:00	17:00	04:00		
14	土					
15	日					
16	月	13:00	17:00	04:00		
17	火					
18	水	13:00	17:00	04:00		
19	木					
20	金	13:00	17:00	04:00		
21	土					
22	日					
23	月	13:00	17:00	04:00		
24	火					
25	水	13:00	17:00	04:00		
26	木					
27	金	13:00	17:00	04:00		
28	土					
29	日					
30	月	13:00	17:00	04:00		
31	火					
合計				40:00	0:00	
出勤日数						10日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	13:00	17:00	04:00		
2	木					
3	金	13:00	17:00	04:00		
4	土					
5	日					
6	月	13:00	17:00	04:00		
7	火					
8	水	13:00	17:00	04:00		
9	木					
10	金	13:00	17:00	04:00		
11	土					
12	日					
13	月	13:00	17:00	04:00		
14	火					
15	水	13:00	17:00	04:00		
16	木					
17	金	13:00	17:00	04:00		
18	土					
19	日					
20	月	13:00	17:00	04:00		
21	火					
22	水	13:00	17:00	04:00		
23	木					
24	金	13:00	17:00	04:00		
25	土					
26	日					
27	月	13:00	17:00	04:00		
28	火					
29	水	13:00	17:00	04:00		
30	木					
合計				52:00	0:00	
出勤日数						13日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	13:00	17:00	04:00		
2	土					
3	日					
4	月	13:00	17:00	04:00		
5	火					
6	水	13:00	17:00	04:00		
7	木					
8	金	13:00	17:00	04:00		
9	土					
10	日					
11	月	13:00	17:00	04:00		
12	火					
13	水	13:00	17:00	04:00		
14	木					
15	金	13:00	17:00	04:00		
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	13:00	17:00	04:00		
21	木					
22	金	13:00	17:00	04:00		
23	土					
24	日					
25	月	13:00	17:00	04:00		
26	火					
27	水	13:00	17:00	04:00		
28	木					
29	金	13:00	17:00	04:00		
30	土					
31	日					
合計				48:00	0:00	
出勤日数						12日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	13:00	17:00	04:00		
2	火					
3	水	13:00	17:00	04:00		
4	木					
5	金	13:00	17:00	04:00		
6	土					
7	日					
8	月	13:00	17:00	04:00		
9	火					
10	水	13:00	17:00	04:00		
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	13:00	17:00	04:00		
18	木					
19	金	13:00	17:00	04:00		
20	土					
21	日					
22	月	13:00	17:00	04:00		
23	火					
24	水	13:00	17:00	04:00		
25	木					
26	金	13:00	17:00	04:00		
27	土					
28	日					
29	月	13:00	17:00	04:00		
30	火					
31	水	13:00	17:00	04:00		
合計				48:00	0:00	
出勤日数						12日



雇用状況報告書

大阪維新の会・堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 龍田 美栄

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年	[REDACTED]月	[REDACTED]日
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年 10月 1日	～	令和5年 3月 31日
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	12時間 / 週 (1日 4時間 × 3日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,023円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80%	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 9.6時間 (週勤務時間数) 12時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			



※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	██████████	生 年 月 日
氏 名	██████████	████年████月████日生
現 住 所	〒██████████ 堺市██████████	TEL ██████████
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日まで	
就業場所	堺市堺区一条通13-16 松利ビル5A	
仕事内容	書類作成・事務処理全般	
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 13時00分から 午前・ 午後 17時00分まで (休憩時間なし)	
休 日	カレンダー通りとする	
給与(賃金)	労働時間×時給(1,023円)	
給与支払	毎月末締め 20日払いとする	
給与振込先	三菱UFJ銀行 堺東支店 (普通) ██████████	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和4年 10月 1日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 龍田 美栄 </p> <p style="text-align: right;">被雇用者 ██████████ </p>		

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金	13:00	17:00	04:00		
3	土					
4	日					
5	月	13:00	17:00	04:00		
6	火					
7	水	13:00	17:00	04:00		
8	木					
9	金	13:00	17:00	04:00		
10	土					
11	日					
12	月	13:00	17:00	04:00		
13	火					
14	水	13:00	17:00	04:00		
15	木					
16	金	13:00	17:00	04:00		
17	土					
18	日					
19	月					
20	火					
21	水	13:00	17:00	04:00		
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	13:00	17:00	04:00		
27	火					
28	水	13:00	17:00	04:00		
29	木					
30	金	13:00	17:00	04:00		
合計				44:00	0:00	
出勤日数						11日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月	13:00	17:00	04:00		
4	火					
5	水	13:00	17:00	04:00		
6	木					
7	金	13:00	17:00	04:00		
8	土					
9	日					
10	月					
11	火					
12	水	13:00	17:00	04:00		
13	木					
14	金	13:00	17:00	04:00		
15	土					
16	日					
17	月	13:00	17:00	04:00		
18	火					
19	水	13:00	17:00	04:00		
20	木					
21	金	13:00	17:00	04:00		
22	土					
23	日					
24	月	13:00	17:00	04:00		
25	火					
26	水	13:00	17:00	04:00		
27	木					
28	金	13:00	17:00	04:00		
29	土					
30	日					
31	月	13:00	17:00	04:00		
合計				48:00	0:00	
出勤日数				12日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水	13:00	17:00	04:00		
3	木					
4	金	13:00	17:00	04:00		
5	土					
6	日					
7	月	13:00	17:00	04:00		
8	火					
9	水	13:00	17:00	04:00		
10	木					
11	金	13:00	17:00	04:00		
12	土					
13	日					
14	月	13:00	17:00	04:00		
15	火					
16	水	13:00	17:00	04:00		
17	木					
18	金	13:00	17:00	04:00		
19	土					
20	日					
21	月	13:00	17:00	04:00		
22	火					
23	水					
24	木					
25	金	13:00	17:00	04:00		
26	土					
27	日					
28	月	13:00	17:00	04:00		
29	火					
30	水	13:00	17:00	04:00		
合計				48:00	0:00	
出勤日数						12日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金	13:00	17:00	04:00		
3	土					
4	日					
5	月	13:00	17:00	04:00		
6	火					
7	水	13:00	17:00	04:00		
8	木					
9	金	13:00	17:00	04:00		
10	土					
11	日					
12	月	13:00	17:00	04:00		
13	火					
14	水	13:00	17:00	04:00		
15	木					
16	金	13:00	17:00	04:00		
17	土					
18	日					
19	月	13:00	17:00	04:00		
20	火					
21	水	13:00	17:00	04:00		
22	木					
23	金	13:00	17:00	04:00		
24	土					
25	日					
26	月	13:00	17:00	04:00		
27	火					
28	水	13:00	17:00	04:00		
29	木					
30	金					
31	土					
合計				48:00	0:00	
出勤日数						12日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	水					
5	木					
6	金	13:00	17:00	04:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	13:00	17:00	04:00		
12	木					
13	金	13:00	17:00	04:00		
14	土					
15	日					
16	月	13:00	17:00	04:00		
17	火					
18	水	13:00	17:00	04:00		
19	木					
20	金	13:00	17:00	04:00		
21	土					
22	日					
23	月	13:00	17:00	04:00		
24	火					
25	水	13:00	17:00	04:00		
26	木					
27	金	13:00	17:00	04:00		
28	土					
29	日					
30	月	13:00	17:00	04:00		
31	火					
合計				40:00	0:00	
出勤日数						10日



参考様式第5号

出勤簿 (2023 年 2 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	13:00	17:00	04:00		
2	木					
3	金	13:00	17:00	04:00		
4	土					
5	日					
6	月	13:00	17:00	04:00		
7	火					
8	水	13:00	17:00	04:00		
9	木					
10	金	13:00	17:00	04:00		
11	土					
12	日					
13	月	13:00	17:00	04:00		
14	火					
15	水	13:00	17:00	04:00		
16	木					
17	金	13:00	17:00	04:00		
18	土					
19	日					
20	月	13:00	17:00	04:00		
21	火					
22	水	13:00	17:00	04:00		
23	木					
24	金	13:00	17:00	04:00		
25	土					
26	日					
27	月	13:00	17:00	04:00		
28	火					
合計				48:00	0:00	
出勤日数				12日		



事務所（使用）状況報告書




会派の名称・議員氏名

大阪維新の会
龍田 美栄


管理責任者 (議員名)	龍田 美栄		
事務所名	龍田 美栄事務所		
所在地	〒590-0048 大阪府堺市堺区一条通13-16 松利ビル5A TEL 072 (238) 1707		
米用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 株式会社 松利)
	他用途との兼用		<input type="checkbox"/> 私的使用
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所
	<input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	37.62 m ²	賃借料	月額 80000 円 (政務活動費充当額 64000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による / 月 150 時間のうち 120 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80% <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸借契約書


株式会社 松 利 代表取締役 松田 健二 (以下甲という) は
 
 (以下乙という) との間に下記の
賃貸借契約を締結した。


- 第1条 甲はその所有する堺市堺区一条通 13 番 16 号所在の鉄筋コンクリート造 7 階建ビル内 3 階 A 号室 37.62 m² (11.4 坪) を乙に賃貸した。
- 第2条 乙は上記の賃貸する室 (以下貸室という) を事務所として使用することを甲に約した。
- 第3条 賃貸借期間は 2019 年 11 月 1 日より 2020 年 10 月 31 日とする。
但し、期間満了の際、甲乙いずれからも別段の意思表示ないときは、本契約はさらに 1 ヶ年更新するものとする。以後も同様とする。
- 第4条 賃貸料 (以下賃料という) は月額金 80,000 円 (消費税別) とし、乙は毎月末日迄にその翌月分を甲又は甲の指定する口座振込で支払う。

指定振込口座： 三井住友銀行 堺支店 当座預金  カ) マツリ

契約の始期におけるその月分の賃料は、貸室引渡日よりの日割計算によるものとする。また終期におけるものは月割計算によるものとする。

第5条 租税公課及び諸物価の変動、近隣の状況変更等により必要と認められるときは甲は乙に対して賃料の増額請求をし、乙と協議の上、改定できるものとする。

第6条 乙は敷金として金  円を甲の指定する期日、方法により甲に預託する。

第7条 据置期間を除き、貸室明渡し完了より 1 ヶ月以内に、甲は敷金についてはその金  円を乙に返還する。

貸室明渡しの際、乙に未払の賃料、損害賠償、立替金等ある時は、甲は敷金を以ってそれに充当することができる。乙は敷金を以って賃料の支払に代えることはできない。

第8条 貸室及び共用部分の経費は一切乙の負担とする。

共用部分の電気、ガス、給排水、空調、清掃、保安、その他乙の貸室使用に関連して生ずる費用は、貸室面積に比例して乙が負担するものとする。

第9条 (1)乙は賃借物及び賃借権の譲渡、転貸はできない。また、乙は名義の如何を問わず、貸室を第三者に使用させ、又は共同で使用することはできない。

(2)乙は甲及び近隣に対し著しく迷惑を及ぼすような行為、その他公序良俗に反する行為をしてはならない

(3)乙は予め甲の承諾を得た上でないと、貸室を所定の目的以外の用途に使用することはできない。

(4)貸室内の区画、改装及び造作については乙は予め甲の承諾を得ることを要する。

(5)乙は甲の指定する場所意外には、賃貸物件に看板、広告等の掲示はできないものとする。

(6)乙は当ビルにおける防災、防犯、衛生等に関する甲の通知、変更、禁止等の事項については、これを厳守すること。また、当ビルへの物品（多量、重量物等）などの搬入及び搬出についても、乙は甲の指示に従うこと。

第10条 甲は下記の各号の場合、乙に対し何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1)第9条の(1)及び(2)に違反したとき。

(2)乙に対する破産、整理、更生等の申立てのあったとき、及びこれに準ずる自由のあったとき。

(3)故なく相当期間貸室を閉鎖したとき。

(4)二ヶ月以上賃料の支払が滞ったとき。

第11条 乙が第10条の各号以外の本契約に違反したときは甲は一定期間を設けて催告し尚かつ乙において違反の是正がなかった時は甲は乙に対して本契約を解除することが出来る。

第12条 乙の都合により契約期間内に解約しようとする時は、乙は3ヶ月前までに甲に対しその予告をしなければならない。但し、乙は催告に代えて賃料の3ヶ月分を甲に支払い、即時に解約することが出来る。

甲の席に帰すべき事由により、甲が乙に対し本契約を解除したときは、甲は乙に賃料の2ヶ月分を乙に支払うものとする。

第13条 乙は貸室の明渡しに際しては、これを現状に回復して甲に返還しなければならない。この場合乙は甲の指示した期間内に、乙の造作、設備等一切を乙の費用で撤去する。但しその期間内に乙による現状回復がなされなかった時、甲は乙の負担においてこれをすることが出来る。又甲により有益と認めた乙の設備、造作があるときは、甲乙協議の上その処置を定めるものとする。

尚、乙は明渡しに際して、甲に対し権利金、移転料等の請求は出来ない。

第14条 (1)天災、火災、盗難及び設備の故障等による乙の損害については、甲は乙に対しその責を負わないものとする。

(2)天災、又は甲の責に帰さない事由による賃貸物件の滅失、もしくはそれに準じる場合、敷金については甲は乙に対しその返還の義務をおわないものとする。

(3)乙の責に帰すべき事由により貸室及び共有部分、又はその設備及び造作に生じた損傷については乙は直ちに甲に通知し、甲の指示により、乙の負担において現状に復さねばならない。

(4)乙の責に帰さない天井、壁及び床等の建物本体に係る修理を要する個所のある場合には、乙は直ちに甲に通知すること。これの修理費は甲の負担とする。
但し、ガラスの破損及び照明器具、錠鍵、蝶番その他の付帯器具の材料費及び修理費はすべて乙の負担とする。

第15条 乙及び乙の連帯保証人はその住所、商号、身分、組織及び代表者名義等に変更を生じた場合には、直ちにその旨を甲に通知する。

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要の都度甲乙協議の上、誠意をもって決定するものとする。

以上

この契約を保証するために、本証書二通を作成し、甲乙各一通を保管するものとする。

令和元年 10 月 29 日

甲

住所 堺市堺区一条通 13 番 16 号

氏名 株式会社 松 利
代表取締役 松 田 健 二

乙

住所

堺市 [Redacted]

氏名

龍田 美栄



TOKIO MARINE NICHIDO

自動車保険証券

住所 堺市

氏名 龍田 美栄 様

212321 000032 0000014# 00000018
2007171D 00001/00002 00001/00002 001/001



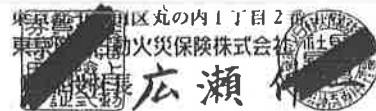
普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。なお保険証券の見方については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

証券番号

9~20時、土日祝日は18時迄(年末年始は除く)
弊社連絡先 東京海上日動カスタマーセンター
(39B2) ☎ 0120-153-005

- 代理人 大阪浪田石油 (0708) ☎ 06-6761-0150
 - 東京海上日動安心110番 ☎ 0120-119-110 (事故受付センター) 24時間・365日対応
- 事故の際は直ちに●のいずれかにご連絡ください。

ご契約のしおり(約款)をホームページでの閲覧(Web約款)としていただいたことで紙の使用量を削減することができました。地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠に有難うございました。



印紙税申告書
付につき題別
税務署承認

電話番号 携帯電話番号 FAX

契約日 令和 2年 7月 15日 他の保険契約等 無

証券作成日 令和 2年 7月 17日 (20. 7)

契約内容 補償内容の詳細につきましては、裏面をご参照ください。

保険期間
(始期日) 令和 2年 7月 27日 午後4時から
(満期日) 令和 5年 7月 27日 午後4時まで 3年間

保険種類 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)

営業店 39B2 大阪南K
代理店/仲立人 0708 大阪浪田石油

契約者/団体

代理店枝番 0630

補償を受けられる方(被保険者・本人) 生年月日 昭和62年 3月12日

住所 堺市
氏名 龍田 美栄 様
免許証の種類(色) 免許証の有効期限 令和 3年 4月 個人/法人 個人
車両所有者 龍田 美栄 様

上記被保険者及び一定の範囲の方が補償の対象です。詳細は約款にてご確認ください。

運転者の条件

運転者の条件 26歳以上補償

お子様や友人の方が「運転者の条件」の対象外となる場合で、これらの方にお車をお貸しするときは、1日単位で加入できる「ちょいり保険」をおすすめください。



運転者の範囲

範囲	年齢	26歳以下	21~25歳	26~34歳	35歳以上	---
1 本人(記名被保険者)		×	×	○	○	---
2 上記1の配偶者		×	×	○	○	---
3 上記1または2の同居の親族		×	×	○	○	---
4 上記1または2の同居の未婚の子*		○	○	○	○	---
5 上記1,2,3,4以外の方 *		○	○	○	○	---

*被保険者の業務に従事中的の方などで一部年齢条件の制約を受けるケースがあります。

ご契約のお車(被保険自動車)

☆用途・車種 自家用普通乗用車

車名 C-HR

仕様 1200 ターボ S-T

☆登録番号

☆車台番号

☆型式 DBA-NGX1.0 初度登録年月 令和 1年 7月

☆排気量 1.19リットル 車検満了日 令和 4年 7月16日

料率クラス 車両: 7 対人: 7 対物: 7 傷害: 7

☆使用目的 業務使用 HV-EV 区分 ☆AEB装置 7

保険料のお支払内容

保険料 3年間合計 309,600円

初回払込保険料 8,520円 第2回目以降払込保険料 8,520円

長期分割2年目保険料(1回分) 8,350円 長期分割3年目保険料(1回分) 8,930円

払込方法 口座振替(長期月払)

保険料 初回 保険始期の属する月の翌月(令和 2年 8月) 振替

払込期日 第2回目以降 保険始期の翌々月から毎月の振替日

(注) 振替日は原則26日(一部の金融機関は27日)です。当日が休業日の場合は翌営業日となります

割引・割増等 *ご契約者が所有かつ使用される自動車の付保台数が10台以上の場合をフリート、それ以外の場合を、1といひ

ノンフリート* ノンフリート 2.0等級(事故有係数適用期間: 0年) 6.3%割引

記名被保険者年齢区分

30~39歳

適用料率

業務使用

新車割引

ASV割引

◆適用条件の詳細は「ご契約のしおり(約款)」の「保険証券の見方」をご参照ください。

本紙記載内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。

☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項*)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
*申込書等の「福祉車両・教習車・レンタカー」「前契約」「他契約」の欄、割増引・特約等欄の「一日ドライバー利用日数・事故件数」に記載された事項も、☆が付された事項と同じく通知事項です。

自動車保険 ドライバーカード

有記日付以降の、支支補償内容を表示しております。 令和 2年 7月 27日時点

契約者	龍田 美栄 様	年齢	26歳以上補償
保険種類	トータルアシスト	運転者の条件	26歳以上補償
証券番号		年齢問わず補償	26歳以上補償
お車	C-HR	年齢問わず補償	年齢問わず補償
保険期間	令和 2年 7月 27日から 令和 5年 7月 27日 午後4時まで		

万一事故が起きたら

ケガ人を救助 警察へ届出 相手の確認 直ちに代理店または東京海上日動へ連絡

連絡先(代理店/仲立人)

大阪浪田石油

TEL 06-6761-0150

東京海上日動安心110番

事故が起きたときの連絡

24時間・365日対応 ☎ 0120-119-110

「ロードアシスト(レッカー搬送等)」お車のトラブルでお困りの際には、上記フリーダイヤルへご利用にあたっては、事前に上記フリーダイヤルにご連絡頂くことが条件となります。

お各様の安全に手配されますと、お取扱いできかねますのでご注意ください。

切り取って半分は折
お使いください

0E180754-00000

社内整理用

写 1

001/001

3AFK

981



この保険証券は、再発行のご依頼に基づき作成されたものです。この保険証券をお持ちして、発行済の証券は無効とさせていただきます。 令和 4年10月 8日

自動車保険証券

再発行

住所 堺市
 保 険 氏名 龍田 美栄 様

普通保険約款及び特約その他の保険証券に記載したところに従い、保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。なお保険証券の見方については、「ご契約のおしり(約款)」をご参照ください。

証券番号
 平日・土日祝 9~18時(年末年始は除く)
 弊社連絡先 東京海上日動カスタマーセンター
 (39B2) ☎0120-153-005

- 代理店/仲立人 大阪浪田石油
 - (0708) ☎06-6761-0150
 - 事故受付センター 0120-119-110
(東京海上日動安心110番) 24時間・365日対応
 - ロードアシスト 0120-560-057
(東京海上アシスタンス) 24時間・365日対応
- 事故は●、推送・故障は○へ、ネットでのご連絡はこちら▶

ご契約のおしり(約款)をホームページでの閲覧(Web約款)としていただいたことで紙の使用量を削減することができました。地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠に有難うございました。



印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

電話番号 携帯電話 FAX

契約日 令和 2年 7月 15日 他の保険契約等 無

証券作成日 令和 4年10月 8日 (22.10)

ご契約内容

補償内容の詳細につきましては、裏面をご参照ください。

保険期間
 (始期日) 令和 2年 7月 27日 午後4時から
 (満期日) 令和 5年 7月 27日 午後4時まで 3年間

保険種類 トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)

営業店 39B2 大阪南水
 代理店/仲立人 0708 大阪浪田石油
 契約者/団体
 代理店枝番 0630

ご契約のお車(被保険自動車)

★用途・車種 自家用普通乗用車
 車名 C-HR
 仕様 1200 ターボ S-T

★登録番号
 ★車台番号
 ★型式 D.BA-NGX110 初度登録年月 令和 1年 7月
 ★排気量 1.19リットル 車検満了日 令和 4年 7月16日
 料率クラス 車両: 7 対人: 7 対物: 7 傷害: 7
 ★使用目的 業務使用 HV・EV 区 分 ★AEB装置 有

補償を受けられる方(被保険者・本人)

住所 堺市
 氏名 龍田 美栄 様
 免許証の種類(色) 免許証の有効期限 令和 3年 4月 個人/法人 個人
 車両所有者 龍田 美栄 様

保険料のお支払内容

保険料 8,220円
 初回払込保険料 第2回目以降払込保険料
 長期分割2年目保険料(1回分) 長期分割3年目保険料(1回分)
 払込方法 口座振替(長期月払)
 保険料 初回 保険始期の属する月の翌月(令和 2年 8月)振替日
 払込期日 第2回目以降 保険始期の翌々月から毎月の振替日
 (注)振替日は原則26日(一部の金融機関は27日)です。当日が休業日の場合は翌営業日となります。

割引・割増等 *ご契約者が所有かつ使用される自動車の付帯台数が10台以上の場合をフリート、それ以外の場合をノンフリートといいます。
 ノンフリート* ノンフリート 2.0等級(事故有係数適用期間: 0年) 6.3%割引

記名被保険者年齢区分 3.0~3.9歳
 業務使用 新車割引
 適用料率

上記被保険者及び一定の範囲の方が補償の対象です。詳細は約款にてご確認ください。

運転者の条件

運転者の年齢条件 35歳以上補償
 運転者の範囲

範囲	年齢	20歳以下	21~25歳	26~34歳	35歳以上
1 本人(記名被保険者)		×	×	×	○
2 上記1の配偶者		×	×	×	○
3 上記1または2の同居の親族		×	×	×	○
4 上記1または2の別居の未婚の子*		○	○	○	○
5 上記1, 2, 3, 4以外の方 *		○	○	○	○

*被保険者の業務に従事中の方などで一部年齢条件の制約を受けるケースがあります。

この証券はこれまでの変更を反映して作成しております。変更の内容につきましてはお手元の「変更手続き完了のお知らせ」をご覧ください。また「保険料のお支払内容」の保険料は3年目の分割払1回分(契約内容変更後)のお支払金額となります。変更の内容や保険料のお支払いについてご不明な点は代理店または弊社にお問い合わせください。本紙記載内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認ください。

☆が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項(通知事項*)です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 *申込書等の「福祉車両・教習車・レンタカー」「前契約」「他契約」の欄、割引増引・特約等欄の「一日ドライバー利用日数・事故件数」に記載された事項も、☆が付された事項と同じく通知事項です。

自動車保険 ドライバーガード 東京海上日動

右記日付以降の、主な補償内容を表示しております。 令和 4年 10月 7日時点

ご契約者氏名 龍田 美栄 様	1 本人(記名被保険者)	35歳以上補償
保険種類 トータルアシスト	2 上記1の配偶者	35歳以上補償
証券番号	3 上記1または2の同居の親族	35歳以上補償
お車 C-HR	4 上記1または2の別居の未婚の子*	年齢問わず補償
	5 上記1, 2, 3, 4以外の方	年齢問わず補償

保険期間 令和 2年 7月 27日 から 令和 5年 7月 27日 午後4時まで

対人	1名につき 無制限	人身	1名につき 5000万円	車両	一般条件
対物	1車種 毎車1回	無償	1車種		200万円

万一事故が起ったら

ケガ人を救助 警察へ届出 相手の確認 直ちに代理店または東京海上日動へ連絡

連絡先(代理店/仲立人) 大阪浪田石油 ☎06-6761-0150

事故受付センター(東京海上日動安心110番) ☎0120-119-110
 ロードアシスト(東京海上アシスタンス) ☎0120-560-057
 受付時間:24時間365日

「ロードアシスト(レッカー搬送等)」お車のトラブルでお困りの際には、上記フリーダイヤルへご利用にあたっては、事前に上記フリーダイヤルにご連絡頂くことが条件となります。お客様で独自に手配されますと、お取扱いできかねますのでご注意ください。

切り取って半分を折り、お使いください
 ☎119957-00003
 社内整理欄
 写 1
 001/001)

A

株式会社プリコカード
本社/東京都千代田区豊洲5丁目2番11号
支店/大阪府大阪市東淀川区東中津島5丁目2番11号

お申込年月日 令和元年5月19日 契約年月日

フリガナ※ タツタハミエ
お名前※ 龍田 美栄
ご住所※ 〒大阪府堺市
電話※ 自宅 携帯※

お申込者との関係※

お名前前
連帯保証人
予定者 ※

※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

リース車両の内容

車名	トヨタ C-HR
グレード	S-T LED Package
登録	新車
オプション	ナビ、バックカメラ、ドラレコ、ETC、コーティング、ホイールカバー、クルスタルシヤイン、マップト、バイザー(取付費用は含まれておりません)
ナンバー区分	自家用ナンバー
色	パールホワイト
排気量	1,200cc
売主	表記代理店
車両使用場所	お申込住所と同一
事業所名	お申込住所
書類送付先	お申込住所
電話	

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は、車両の使用場所に送付します。
* 預金口座へのご入金、お支払日の前日までにお願い致します。

- カード申込は、ご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
- 本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
- カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。(口座振替)

重要事項の確認を必ずお願いします

リース期間満了時ご契約車両を返却する際、内外装に損傷等がある場合、原状修復費用は全額お客様のご負担となります。

代理店…(商品(債務)等のお問い合わせ先)

名称 浪田石油株式会社
代表者 浪田 昌治
住所 大阪市中央区上本町西4-1-18
電話 06-6762-3032
担当者氏名

計算NO. 7194207-2701-0010

ご契約の内容

1	リース期間	車両登録日(または名義変更日)から	60ヶ月	リース開始日	満了日は別途、納車確認書にて通知します。
2	月額リース料	56,100円	消費税	4,488円	①合計 60,588円
	リース料	0円	消費税	0円	②合計 0円
3	別件リース料	0円	消費税	0円	③合計 0円
	リース料	3,366,000円	消費税	269,280円	④合計 3,635,280円
4	リース料に含まれる費用	初回支払月	リース開始月の翌月(注)	初回合算回数	2回
	メンテナンス	別件リース料は除く(注)	口座振替手続の關係上、初回支払月がリース開始月の翌々月となる場合があります。	初回支払額	121,176円 (消費税込)
5	残存価格	クロースト・エンド契約(無償なし)			
	特約事項				

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

リース開始日 満了日は別途、納車確認書にて通知します。

ご利用年会 ローン・キャッシング お申込いろいろ 各種サービス 値付6キャンペーン 各種登録・変更

龍田 様

ログイン日時: 2022年6月12日 10時40分
前回ログイン: 2022年6月12日 09時35分

ログアウト

トップ > ご利用年会

お支払計算書

ご契約番号		金融機関名	みずほ銀行
ご利用日	2019年9月19日	支店名	堺支店
ご利用店名	漁田石油株式会社	預金種目・口座番号	普通
ご利用商品名	OAL/O-HR/R1	口座名義人	タダメ
お支払回数	57回	お支払内容	
ご利用額	3,617,470円	お客様名義の	
会員手数料	0円	口座より、ご請求額を引落しさせていただきます。なお、お支払口座へのご入金金は、前日までにご利用いたします。	
取扱費用	0円	ご案内	
諸費用	0円		
お支払総額	3,617,470円		

前へ

お支払年月日	ご請求額	ご請求額内訳		翌月繰越残高
		月払い分	ボーナス払い分	
49 2023年10月27日	61,710円	61,710円	0円	493,880円
50 2023年11月27日	61,710円	61,710円	0円	431,970円
51 2023年12月27日	61,710円	61,710円	0円	370,260円
52 2024年1月29日	61,710円	61,710円	0円	308,550円
53 2024年2月27日	61,710円	61,710円	0円	246,840円
54 2024年3月27日	61,710円	61,710円	0円	185,130円
55 2024年4月30日	61,710円	61,710円	0円	123,420円
56 2024年5月27日	61,710円	61,710円	0円	61,710円
57 2024年6月27日	61,710円	61,710円	0円	0円

前へ | 1 | 2 | 3 |

ご利用残高	
合計	1,642,780円

※お支払計算書発行した時点で口座登録のお手続きがお済みでなかった場合、現在は登録済みであっても、登録についてのご案内が表示され続けてしまう場合がございます。口座登録状況については、

「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

※ご利用残高とは、未払金の元金残高です。新規のご利用や月々のお支払いにより変動いたします。※お支払年月は、2007年12月以降のご請求分の照会となります。

※お支払計算書の金融機関欄(決済口座)は、ご登録されている最新状態が表示されています。その為、支払い方法・決済口座の変更のタイミングによっては、当月ご請求分の決済方法が、表示されている金融機関欄の内容と異なり、変更以前の方法となる場合がございます。

尚、実際に新しい決済方式が適用される時期については、「各種登録・変更」→「口座設定手続」にてご確認ください。

※太陽光発電システムやオール電化機器等、リフォーム工事のクレジット契約にて、一部先入金(一部繰上返済)をされたご契約分については、月々のご請求額が正しく表示されていない場合がございますのであらかじめご了承ください。

戻る

590-0048

作成日 : 2019/12/16
ページ : 1 / 2

大阪府堺市堺区
一条通13-16 松利ビル5A
龍田美栄事務所 内

お問い合わせ先
担当支店 西日本営業第一課 営業二課
電話 06-6530-7111
(受付時間: 平日 09:00~17:00)

龍田 美栄

様



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

431111 12161 0002069#

0001/0003、0004419

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

契約番号		リース期間	60ヶ月		
契約	リース	リース期間開始日	2019/12/02	リース期間満了日	2024/12/01
販売店名	株式会社 阪南ビジネスマシン	リース料	8,300円	リース料	498,000円
代表物件名	カラーA3複合機	消費税	830円	消費税等	49,800円
	※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払額	9,130円	お支払額	547,800円
		お支払日	27日	お支払方法	口座振替

お支払引落口座

金融機関名	みずほ銀行堺支店	預金種目	普通	口座番号	
口座名義人	タツダ ミエ				

お支払内容

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2020/01	9,130	8,300	830	538,670	31	2022/06	9,130	8,300	830	264,770
2	2020/01	9,130	8,300	830	529,640	32	2022/07	9,130	8,300	830	255,640
3	2020/02	9,130	8,300	830	620,410	33	2022/08	9,130	8,300	830	246,510
4	2020/03	9,130	8,300	830	511,280	34	2022/09	9,130	8,300	830	237,380
5	2020/04	9,130	8,300	830	502,150	35	2022/10	9,130	8,300	830	228,250
6	2020/05	9,130	8,300	830	493,020	36	2022/11	9,130	8,300	830	219,120
7	2020/06	9,130	8,300	830	483,890	37	2022/12	9,130	8,300	830	210,000
8	2020/07	9,130	8,300	830	474,760	38	2023/01	9,130	8,300	830	200,860
9	2020/08	9,130	8,300	830	465,630	39	2023/02	9,130	8,300	830	191,730
10	2020/09	9,130	8,300	830	456,500	40	2023/03	9,130	8,300	830	182,600
11	2020/10	9,130	8,300	830	447,370	41	2023/04	9,130	8,300	830	173,470
12	2020/11	9,130	8,300	830	438,240	42	2023/05	9,130	8,300	830	164,340
13	2020/12	9,130	8,300	830	429,110	43	2023/06	9,130	8,300	830	155,210
14	2021/01	9,130	8,300	830	419,980	44	2023/07	9,130	8,300	830	146,080
15	2021/02	9,130	8,300	830	410,850	45	2023/08	9,130	8,300	830	136,950
16	2021/03	9,130	8,300	830	401,720	46	2023/09	9,130	8,300	830	127,820
17	2021/04	9,130	8,300	830	392,590	47	2023/10	9,130	8,300	830	118,690
18	2021/05	9,130	8,300	830	383,460	48	2023/11	9,130	8,300	830	109,560
19	2021/06	9,130	8,300	830	374,330	49	2023/12	9,130	8,300	830	100,430
20	2021/07	9,130	8,300	830	365,200	50	2024/01	9,130	8,300	830	91,300
21	2021/08	9,130	8,300	830	356,070	51	2024/02	9,130	8,300	830	82,170
22	2021/09	9,130	8,300	830	346,940	52	2024/03	9,130	8,300	830	73,040
23	2021/10	9,130	8,300	830	337,810	53	2024/04	9,130	8,300	830	63,910
24	2021/11	9,130	8,300	830	328,680	54	2024/05	9,130	8,300	830	54,780
25	2021/12	9,130	8,300	830	319,550	55	2024/06	9,130	8,300	830	45,650
26	2022/01	9,130	8,300	830	310,420	56	2024/07	9,130	8,300	830	36,520
27	2022/02	9,130	8,300	830	301,290	57	2024/08	9,130	8,300	830	27,390
28	2022/03	9,130	8,300	830	292,160	58	2024/09	9,130	8,300	830	18,260
29	2022/04	9,130	8,300	830	283,030	59	2024/10	9,130	8,300	830	9,130
30	2022/05	9,130	8,300	830	273,900	60	2024/11	9,130	8,300	830	0

ご連絡事項

お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

コピーセット方式契約書

甲と乙は、複合機(以下機械という)のコピーセット方式に関する契約を以下のとおり締結します。
締結日: 令和 元年 11月 7日

所在地	甲 (お客様)	乙
社名	大阪府堺市東区深井北町3275番地 南ビジネスマシン	
役職名	能田 美栄 課長	
氏名	能田 美栄	上野 晋作

記載事項

1. 契約対象機械および設置場所

メーカー名	京セラコミュニケーションズ	機械番号	NO. R2GG9601770
機種名	TASKalfa2470ci		
所在地			
事業所名			
部署名			
電話番号			

2. 契約期間

令和 元年 11月 7日 から 令和 6年 11月 6日まで

3. 開始メーターカウント

メーター	
------	--

4. コピーセット料金

品名	型番	金額
カラコピーセット ブラック	CS-8116K	23,500円
カラコピーセット マゼンタ	CS-8116M	19,500円
カラコピーセット シアン	CS-8116C	19,500円
カラコピーセット イエロー	CS-8116Y	19,500円

上記の金額には消費税および地方消費税を含みません。別途、消費税および地方消費税が加算されます。
※ 契約期間終了後はスポット契約となります

(以下は新規購入の場合記入)

甲と乙は、本契約締結 ちたり次の日付をもって契約対象機械および機械に装着している関連商品の設置調整が完了したと 確認します。

設置完了日 令和 元年 11月 7日

コピーセット方式 契約書

株式会社 阪南ビジネスマシン
大阪府堺市東区深井北町3275番地
TEL072(277)0E55(代)

コピーセット方式契約条項

第1条 (契約の目的)

本契約は甲がコピーセットを購入することにより、乙が甲に機械が正常に稼働するように所定の保守サービスを提供することを目的とします。

第2条 (保守サービスの定義)

1. 本契約において、「保守サービス」とは、乙が甲に対して、機械が正常に稼働し得るよう、乙のサービス担当を派遣して、下記のサービスを提供することを言います。

甲の要請により、サービス担当を派遣して機械の点検、調整、故障の修理を行うとともに、感光体及び必要な部品の供給・交換を行うこと。

2. 保守サービスの実施は、乙の営業時間内に限ります。

3. 保守サービスの際、甲からの要請があれば、乙は派遣するサービスを通じて甲の機械を取り扱い責任者に機械の操作方法を指導します。

第3条 (設置場所)

1. 乙は機械について表記の設置場所にて保守サービスを行うものとします。
2. 甲が機械の設置場所を変更する場合は、予め乙の承諾を得るものとし、乙は甲に対して当該承諾をした場合には機械の移動方法を甲に連絡するものとします。尚、甲が乙に機械の移動を依頼した場合、乙は機械の移動に要した費用を甲に請求できるものとします。
3. 甲が機械の設置環境を機械仕様様の条件に設定・維持することを怠ったことにより、機械に損傷が生じた場合には、乙は甲にその修復に要した費用を請求できるものとします。

第4条 (コピーセット)

1. 甲が本契約に基づき購入するコピーセットの価格は表記の通りとします。
2. コピーセットはトナー交換表示で交換するものとします。
3. コピーセットの交換最低料金は1年間につき表記の金額とします。
4. コピーセットの価格には、トナー・感光体使用料・部品代及び保守サービス料金が含まれており、用紙代金は含まれておりません。
5. コピーセットの価格は改定されることがありますが、その場合乙は事前にこれを甲に通知するものとします。

第5条 (適用除外)

以下の場合は、保守サービスの適用除外とし、乙が修理を行った場合は、乙は第4条に基づきコピーセットの他に追加の料金を申し受けず。

1. 甲の取り扱い上の不注意又は誤用による故障。
2. 乙のサービス実施店以外の者による改造・修理・分解・加工等に起因する故障。
3. 火災・地震・水害・落雷その他天災地災、公害や異常電圧その他不可抗力による故障及び損傷。
4. 第3条(設置場所)・第6条(用紙)その他本契約の約定に対する違反による故障。

第6条 (用紙)

甲は機械の使用にあたり、機械の品質維持のため乙権限の用紙又は乙が別途定める標準仕様と適合する用紙を使用するものとします。但し、それ以外の用紙の使用を希望される場合は、別途定める用紙規格をご確認の上、その指定範囲内にある用紙を使用するものとします。

第7条 (感光体の取り扱い)

1. 乙は本契約新規稼働時に感光体1本を甲に供給するものとし、以後第2条によるものとします。
2. 前項に基づき乙が甲の使用のために供給した感光体の使用権は、乙に帰属するものとし、甲はこれを善良なる管理者の注意義務を持って管理し、通常の方法に従って使用するものとします。
3. 本契約が期間満了、中途解約又は契約解除により終了した場合、甲は乙に対して直ちに感光体を返還するものとし、甲は乙が本契約稼働時に供給する感光体及び第2条に基づき交換された感光体を目的および方法の如何を問わず他に流用しないものとします。

第8条 (免責条項)

1. 乙のサービス実施店は、甲に対し機械が使用できないことにより生ずる損害について責任を負わないものとします。
2. 機械に接続しているコンピュータ、周辺装置などに保管されている甲所有のデータ、ファイルなどは甲の責任のもとバックアップをとり、万一、保守サービス実施中に甲所有のデータ、ファイルなどを誤って破壊、消去してしまった場合でも、乙が実施するサービス実施店は、甲に対し、損害賠償責任を負わないものとします。
3. 保守サービスの実施に不備があった場合は、乙が実施するサービス実施店は、その不備を修復すべく最大限の努力を行うことを持つて、その責任の全てとします。

第9条 (期間)

1. 本契約の有効期間は、表記に記載の契約開始日から契約満了日までとします。
2. 契約期間満了後はスポット契約となります。

第10条 (契約の解除)

甲が次の各号の一つに該当した場合には乙は甲からの催告なく本契約を終了することができるものとし、その場合又は契約期間が満了した場合甲は直ちに全償額を乙に支払い、乙が提供した感光体を乙に返却するものとします。

1. コピーセット料金の支払いが遅滞したとき。
2. 差押・倒産・民事再生手続きの申請等その他経営に重大な支障を生ずる法的手続きを受け、又はなしたとき。
3. 自ら振出し、もしくは引き受けた手形または小切手の不渡処分を受ける等、支払い停止状態に至ったとき。
4. 本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡あるいは買収したとき。
5. 乙が指定するコピーセット以外の消耗品を使用したとき。
6. 機械の代金、リース料等の支払いが遅滞したとき。
7. 甲の責に帰すべき理由により、機械の売買契約、リース契約等が解除されたとき。
8. 本契約の各条項の一つでも違反したとき。

第11条 (黙示禁止)

甲は事前に乙の文書による承諾を得ることなく、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡しないものとします。

第12条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上友好的に解決するものとし、

以上